

(三) 福岡縣令附則ニ對シテ彈劾的決議作製ノ件

(提案理由)

本田

福岡縣令附則ニ對シテ縣令附則ヲ公布シテ之ヲ違フル者ハ
國ニ婦女兒童ノ利用多量者ノ立地ハ他人ノ
紛議ニ其等ヲ禁ジ犯ス者ハ拘留ニ処スルコト、
成多クテ之々勞働團體ヤ小作團體ノ幹事ハ
紛議ガ起リテモ手元定モ出セナイコトニ成テ斯
様ナ縣令ハ無効運動ノ及不達ヲ阻害スルノ大ナ
ルコト甚シクモテ時代錯誤ノ要法ナリト認ムル
カ故ニ内務大臣 福岡縣知事ニ該縣令撤廢
ノ要請ヲ爲サントスルモノデアリ

(結果)

大阪府ニ於テモ同様ノ府令發布ニ付該府警察

署長ニ諮問ガレタト聞イタカ調ベテ見タカ
ト質問スルモノアリ大阪聯合會平井美人
之ニ答ヘ自分モ左様ナ事ヲ聞タノデ特高課
長ニ會フノ際イタカ本省カラ斯カル意見ノ
ホメラレヲノ署長ノ意見ヲ聽イタテ遂テ大阪
府ニレテ之ヲ斷ルル規定ヲ出ス事ニ成テ成リ
イト答ヘンレタリタリ位ニテ思フト答弁
セリ討論ノ結果委員ヲ以テテ決議文ノ見
草ニ内務大臣及福岡縣知事ニ提出スル事ニ
可決 (決議文ノ附リ書翰ニ於テ左ノ通)

決 議

世論既ニ治安警察法撤廢ニ決シ政府又亦強カ
ノ團結運動必等ニ迫ラシ勞働組合法ノ制定ニハト